

議案第26号

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27
年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用
事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をい
う。

第3条第1項中「市の執行機関」を「市長又は教育委員会」に、「法別表第2
の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項た
だし書中「第19条第9号」を削り、同条第3項中「市の執行機関」を「市長
又は教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人
番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用
特定個人情報」に改め、同項ただし書中「第19条第8号」を削り、「特定
個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「
第2項」に改める。

第4条第1項中「法別表第2の第1欄に掲げる市の執行機関」を「市長
又は教育委員会のいずれか一方の機関」に、「同表第2の第3欄に掲げる
市の他の執行機関」を「他の一方の機関」に、「同表の第2欄に掲げる
事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定
個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第3欄に掲げる市の
他の執行機関」を「同機関」に、「当該特定個人情報」を「当該利用
特定個人情報」に改め、同条第2項を削る。

別表第2の2の項中「事務」の次に「であつて規則で定めるもの」を加え、同表の5の項中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する特定個人番号利用事務を処理するために必要な情報として提供をすることができるものに限る。）」に改め、同表の6の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報）」を「特定個人番号利用事務（利用特定個人情報として生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報）」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。